

【参考 6】

療養病棟における透析患者の受入の促進（平成 26 年 4 月改定時に新設）

慢性維持透析を実施している患者についての評価。

慢性維持透析管理加算 100 点（1 日につき）

[A 101 療養病棟入院基本料（1 日につき）]

注 9 慢性維持透析管理加算

当該病棟（療養病棟入院基本料 1 を算定するものに限る。）に入院している患者のうち、当該保険医療機関において、区分番号 J038 に掲げる人工腎臓、J038-2 に掲げる持続緩徐式血液濾過、J039 に掲げる血漿交換療法又は J042 に掲げる腹膜灌流を行っている患者については、慢性維持透析管理加算として、1 日につき 100 点を所定点数に加算する。

（平成 28 年 3 月 4 日 厚生労働省告示 第 52 号）

「注 9」に規定する慢性維持透析管理加算は、療養病棟における透析患者の診療を評価したものであり、自院で人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を行っている場合に算定する。なお、これらの項目については、継続的に適切に行われていれば、毎日行われている必要はない。

（平 28.3.4 保医発 0304 第 3 号）

【参考 7】

人工透析患者の下肢末梢動脈疾患重症化予防の評価

（新設）下肢末梢動脈疾患指導管理加算

100 点（月 1 回）

1. 基本的考え方

慢性透析患者の下肢末梢動脈疾患について、下肢の血流障害を適切に評価し、他の保険医療機関と連携して早期に治療を行うことを評価する。

2. 施設基準

人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行うための十分な体制が整備されていること。

（平成 28 年 3 月 4 日 厚生労働省告示 第 54 号）